

輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱（平成10年 3 月30日付け10農産第2441号農産園芸局長通達）の一部改正

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（定義） 第2 （略） 2～10 （略） 11 この要綱において次のものは、植物（規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。）とみなす。 （1）規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験地下部」という。） （2）規則別表1の2の6の項、9の項及び11の項から14の項までに掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。） （3）規則別表1の2の7の項、8の項及び15の項に掲げる生殖物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験生植物」という。） 12 （1）（略） （2）この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表1の2の6の項、9の項及び11の項から14の項までに掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。	（定義） 第2 （略） 2～10 （略） 11 この要綱において次のものは、植物（規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。）とみなす。 （1）規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験地下部」という。）。 （2）規則別表1の2の6の項、9の項から14の項まで及び16の項に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。）。 （3）規則別表1の2の7の項、8の項、15の項及び16の項に掲げる生殖物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験生植物」という。）。 12 （1）（略） （2）この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表1の2の6の項、9の項から14の項まで及び16の項に掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

(3) この要綱において「試験生植物検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験生植物について、規則別表1の2の7の項、8の項及び15の項に掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

13 (略)

(管理場所)

第5 (略)

2 (略)

3 別表1に掲げるA1、A2、B1の(1)、B1の(4)、B2、C1の(1)、C1の(4)、C2及びDグループに属する輸入禁止品については、申請者がその申請において2に規定する施設以外の施設等において管理したい旨申し出た場合であって、かつ、次の全てが満たされる場合にあっては、2の規定にかかわらず、申し出た当該施設等を管理場所とすることができる。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(申請者の名義、所属等の変更届)

第16 (略)

2 第8の3により許可を受けた申請者が、許可を受けた管理場所以外の機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き輸入許可を受けた輸入禁止品を使用し試験研究等を実施するため、申し出る場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願(別記様式4の1)及び輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届(別記様式5)の提出は、申出の必要が生じた日から2週間以内に、申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

ただし、本項の届出は、輸入許可を受けた輸入禁止品が別表1に掲げるA3、B1の(2)、B1の(3)、C1の(2)グループ及びC

(3) この要綱において「試験生植物検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験生植物について、規則別表1の2の7の項、8の項、15の項及び16の項に掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

13 (略)

(管理場所)

第5 (略)

2 (略)

3 別表1に掲げるA1、A2、B1の(1)、B1の(3)、B2、C1の(1)、C1の(4)、C2及びDグループに属する輸入禁止品については、申請者がその申請において2に規定する施設以外の施設等において管理したい旨申し出た場合であって、かつ、次のすべてが満たされる場合にあっては、2の規定にかかわらず、申し出た当該施設等を管理場所とすることができる。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(申請者の名義、所属等の変更届)

第16 (略)

2 第8の3により許可を受けた申請者が、許可を受けた管理場所以外の機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き輸入許可を受けた輸入禁止品を使用し試験研究等を実施するため、申出る場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願(別記様式4の1)及び輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届(別記様式5)の提出は、申出の必要が生じた日から2週間以内に、申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

ただし、本項の届出は、輸入許可を受けた輸入禁止品が別表1に掲げるA3、B1の(2)、C1の(2)グループ及びC1の(3)グル

1の(3)グループ以外である場合に限り、なし得るものとする。

3 (略)

別表1 (第2の1、第3、第4、第5の3、第16の2、第21の2及び3関係)

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸 入 禁 止 の 対 象
大区分	小区分	
A	1	(1) 規則別表1の2に掲げる地域に生息する同表に掲げる植物(当該地域において栽培されたものを除く。)、規則別表2に掲げる輸入禁止品及び規則別表2の2に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち規則第14条に規定するもの (2) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部並びに7の項、8の項及び15の項に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するもののうち規則第14条に規定するもの
	2	(1) 規則別表1の2に掲げる地域に生息する同表に掲げる植物(当該地域において栽培されたものを除く。)、規則別表2に掲げる輸入禁止品及び規則別表2の2に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち1以外のもの (2) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部並びに7の項、8の

ープ以外である場合に限り、なし得るものとする。

3 (略)

別表1 (第2の1、第3、第4、第5の3、第16の2、第21の2及び3関係)

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸 入 禁 止 の 対 象
大区分	小区分	
A	1	(1) 規則別表1の2に掲げる地域に生息する同表に掲げる植物(当該地域において栽培されたものを除く。)、規則別表2に掲げる輸入禁止品及び規則別表2の2に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち規則第14条に規定するもの (2) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部並びに7の項、8の項、15の項及び16の項に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するもののうち規則第14条に規定するもの
	2	(1) 規則別表1の2に掲げる地域に生息する同表に掲げる植物(当該地域において栽培されたものを除く。)、規則別表2に掲げる輸入禁止品及び規則別表2の2に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち1以外のもの (2) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部並びに7の項、8の

		項及び15の項に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するもののうち1以外のもの
	3	規則別表1の2の6の項、9の項及び11の項から14の項までに掲げる種子であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B	1	(1)・(2) (略) (3) 規則別表2の2に掲げる検疫有害動物 (4) 我が国未発生の検疫有害動物であって、規則別表1の2、別表2及び別表2の2に掲げる検疫有害動物に次いでその侵入を警戒しているもの (5) 我が国未発生の検疫有害動物であって、試験を実施するに当たって、分散防止の管理が非常に難しいもの
	(略)	(略)
C	1	(1) 規則別表1の2に掲げる検疫有害植物（栽培地検査要求対象有害植物）（同表の7の項及び8の項に掲げる検疫有害植物を除く。） (2)～(4) (略) (5) 我が国未発生の検疫有害植物であって、試験を実施するに当たって、分散防止の管理が非常に難しいもの
	(略)	(略)
(略)		(略)
備考 (略)		

		項、15の項及び16の項に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するもののうち1以外のもの
	3	規則別表1の2の6の項、9の項から14の項まで及び16の項に掲げる種子であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B	1	(1)・(2) (略) (新設) (3) 我が国未発生の検疫有害動物であって、規則別表1の2及び別表2に掲げる検疫有害動物に次いでその侵入を警戒しているもの (4) 我が国未発生の検疫有害動物であって、試験を実施するにあたって、分散防止の管理が非常に難しいもの
	(略)	(略)
C	1	(1) 規則別表1の2に掲げる検疫有害植物（栽培地検査要求対象有害植物）（同表の7の項、8の項及び16の項に掲げる検疫有害植物を除く。） (2)～(4) (略) (5) 我が国未発生の検疫有害植物であって、試験を実施するにあたって、分散防止の管理が非常に難しいもの
	(略)	(略)
(略)		(略)
備考 (略)		

別表 9（第19の3 関係）

遺伝資源に対する検査の方法

区分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検査有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘要
規則別表 1 の 2 に掲げる植物（規則別表 1 の 2 に掲げる地域において栽培されたものを除く。）	しょうが、ばれいしょ等の生塊茎等の地下部及びいんげんまめ、テオシント、とうもろこし等の種子	生塊茎等の地下部・茎葉	(略)	(略)	(略)	(略)	
			インゲンマメ 萎ちょう細菌 病菌 エンドウ萎ちょう 病菌 トウモロコシ 萎ちょう細菌 病菌 <u>トウモロコシ 葉枯細菌病菌</u> 他	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	栽培中に病徴観察等を実施する。	
			(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	

別表 9（第19の3 関係）

遺伝資源に対する検査の方法

区分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検査有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘要
規則別表 1 の 2 に掲げる植物（規則別表 1 の 2 に掲げる地域において栽培されたものを除く）	しょうが、ばれいしょ等の生塊茎等の地下部及びいんげんまめ、テオシント、とうもろこし、 <u>トマト</u> 、 <u>ばれいしょ</u> 等の種子	生塊茎等の地下部・茎葉	(略)	(略)	(略)	(略)	
			インゲンマメ 萎ちょう細菌 病菌 エンドウ萎ちょう 病菌 <u>スイカ果実汚 斑細菌病菌</u> トウモロコシ 萎ちょう細菌 病菌他	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	栽培中に病徴観察等を実施する。	
			<u>ジャガイモや せいもウイロ イド</u>	許可を受けた施設	全量	栽培中に病徴観察及び <u>RT-PCR</u>	

	(略)	(略)	(略)	(略)	
種子	インゲンマメ 萎ちょう細菌 病菌 エンドウ萎ち ょう病菌 トウモロコシ 萎ちょう細菌 病菌 <u>トウモロコシ 葉枯細菌病菌</u> 他	許 可 を 受 け た 施 設 及 び 植 物 防 疫 所 検 定 室	全量	栽 培 中 に 病 徴 観 察 等 を 実 施 す る。	
	(削る。)	(削 る。)	(削 る。)	(削る。)	

		<u>及 び 植 物 防 疫 所 検 定 室</u>		<u>等 を 実 施 す る。</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
種子	インゲンマメ 萎ちょう細菌 病菌 エンドウ萎ち ょう病菌 <u>スイカ果実汚 斑細菌病菌</u> トウモロコシ 萎ちょう細菌 病菌他	許 可 を 受 け た 施 設 及 び 植 物 防 疫 所 検 定 室	全量	栽 培 中 に 病 徴 観 察 等 を 実 施 す る。	
	<u>ジャガイモや せいもウイロ イド</u>	許 可 を 受 け た 施 設 及 び 植 物 防 疫 所 検 定 室	全量	栽 培 中 に 病 徴 観 察 及 び <u>RT-PCR</u> 等 を 実 施 す る。	

			(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則別 表１の ２の６ の項、 ９の項 及び11 の項か ら14の 項まで に掲げ る植物 であつ て栽培 地検査 ができ ない遺 伝資源 研究及 び品種 特性試 験用途 の種子 標本	いんげん まめ、テ オシント、 とうもろ こし等の 種子	茎葉等	インゲンマメ 萎ちょう細菌 病菌 エンドウ萎ち ょう病菌 トウモロコシ 萎ちょう細菌 病菌 トウモロコシ 葉枯細菌病菌 他	許可 を受けた 隔離 ほ場 及び 施設 並び に植物 防疫 所検 定室	全量	栽培中に 病徴観察 等を実施 する。		規則別 表１の ２の６ の項、 ９の項 から14 の項ま で及び 16の項 に掲げ る植物 であつ て栽培 地検査 をがで きない 遺伝資 源研究 及び品 種特性 試験用 途の種 子標本	いんげん まめ、テ オシント、 とうもろ こし、ト マト、ば れいしょ 等の種子	茎葉等	インゲンマメ 萎ちょう細菌 病菌 エンドウ萎ち ょう病菌 スイカ果実汚 斑細菌病菌 トウモロコシ 萎ちょう細菌 病菌他	許可 を受けた 隔離 ほ場 及び 施設 並び に植物 防疫 所検 定室	全量	栽培中に 病徴観察 等を実施 する。	
			(削る。)	(削 る。)	(削 る。)	(削る。)					ジャガイモや せいもウイロ イド	許可 を受けた 施設 及び 植物 防疫 所検 定室	全量	栽培中に 病徴観察 及び RT-PCR 等を実施 する。	
			(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	

		種子	インゲンマメ 萎ちょう細菌 病菌 エンドウ萎ち ょう病菌 トウモロコシ 萎ちょう細菌 病菌 <u>トウモロコシ 葉枯細菌病菌</u> 他	許 可 を 受 け た 隔 離 ほ 場 及 び 施 設 並 び に 植 物 防 疫 所 検 定 室	全量	栽培中に 病徴観 察 等を実施 する。	
			(削る。)	(削 る。)	(削 る。)	(削る。)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
規則別 表 2 の 2 に掲 げる植	アボカド、 しまほお ずき、 <u>ば れいしょ</u> 、	球 根、 茎葉等	<u>イチゴクチブ</u> <u>トゾウムシ</u> <u>ジュウイチホ</u> <u>シウリハムシ</u>	植 物 防 疫 所 の 隔 離	全量	<u>隔離栽培 中の植物 及び収穫 された生</u>	<u>隔 離 栽 培 対 象 植 物</u>

		種子	インゲンマメ 萎ちょう細菌 病菌 エンドウ萎ち ょう病菌 <u>スイカ果実汚 斑細菌病菌</u> トウモロコシ 萎ちょう細菌 病菌他	許 可 を 受 け た 隔 離 ほ 場 及 び 施 設 並 び に 植 物 防 疫 所 検 定 室	全量	栽培中に 病徴観 察 等を実施 する。	
			<u>ジャガイモや せいもウイロ イド</u>	許 可 を 受 け た 施 設 及 び 植 物 防 疫 所 検 定 室	<u>全量</u>	<u>栽培中に 病徴観 察 及 び RT-PCR 等を実施 する。</u>	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
規則別 表 2 の 2 に掲 げる植	アボカド、 しまほお ずき等の 生植物及	球 根、 茎葉等	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	(新 設)

物であ って同 表の基 準に適 合しな いもの	おらんだ いちご属 植物等 の生植 物及び ペチュ ニア属 植物等 の種子	<u>シロヘリクチ</u>	ほ場		<u>植物の地</u>	の場 合	物であ って同 表の基 準に適 合しな いもの	びペチュ ニア属植 物の種子					
		<u>ブトゾウムシ</u>	にお		<u>下部、茎</u>								
		<u>テンサイヨコ</u>	ける		<u>葉等につ</u>								
		<u>バイ他</u>	特定		<u>いて肉眼</u>								
			検 定		<u>により対</u>								
			施 設		<u>象動物の</u>								
					<u>寄生の有</u>								
					<u>無を検査</u>								
					<u>する。</u>								
		ジャガイモや せいもウイロ イド <u>Candidatus</u> <u>Liberibacter</u> <u>solanacearum</u>	植 物 防 疫 所 の 隔 離 ほ 場 にお ける 特 定 検 定 施 設	全量	隔 離 栽 培 中 に 病 徴 観 察 、 遺 伝 子 診 断 を 実 施 す る。	同上			ジャガイモや せいもウイロ イド <u>Columnea</u> <u>latent viroid</u> <u>Mexican</u> <u>papita viroid</u> <u>Tomato</u> <u>apical stunt</u> <u>viroid</u> <u>Tomato</u> <u>chlorotic</u> <u>dwarf viroid</u>	植 物 防 疫 所 の 隔 離 ほ 場 にお ける 特 定 検 定 施 設	全量	隔 離 栽 培 中 に 病 徴 観 察 、 遺 伝 子 診 断 を 実 施 す る。	隔 離 栽 培 対 象 植 物 の 場 合
		<u>Pepino</u> <u>mosaic virus</u> <u>Spiroplasma</u> <u>citri</u> <u>Xylella</u> <u>fastidiosa</u>	植 物 防 疫 所 の 隔 離 ほ 場 にお	全量	隔 離 栽 培 中 に 病 徴 観 察 及 び 血 清 学 診 断 法 又 は 遺 伝 子 診	同上			<u>Pepino</u> <u>mosaic virus</u>	植 物 防 疫 所 の 隔 離 ほ 場 にお	全量	隔 離 栽 培 中 に 病 徴 観 察 及 び 血 清 学 診 断 法 又 は 遺 伝 子 診	同上

			ける 特 定 検 定 施設		断を実施 する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>イチゴクチブ</u> <u>トゾウムシ</u> <u>ジュウイチホ</u> <u>シウリハムシ</u> <u>シロヘリクチ</u> <u>プトゾウムシ</u> <u>テンサイヨコ</u> <u>バイ他</u>	許 可 を 受 け た 施 設 及 び 植 物 防 疫 所 検 定 室	全量	栽培中の 植物及び 収穫され た地下部、 茎葉等に ついて肉 眼により 対象動物 の寄生の 有無を検 査する。	隔 離 栽 培 対 象 外 の 植 物 の 場 合	
	ジャガイモや せいもウイロ イド <i>Columnea</i> <i>latent viroid</i> <i>Mexican</i> <i>papita viroid</i> <i>Tomato</i> <i>apical stunt</i> <i>viroid</i> <u>他</u>	許 可 を 受 け た 施 設 及 び 植 物 防 疫 所 検 定 室	全量	栽培中に 病徴観察、 遺伝子診 断を実施 する。	<u>同上</u>	

			ける 特 定 検 定 施設		断を実施 する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
茎葉等	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	(新 設)	
	ジャガイモや せいもウイロ イド <i>Columnea</i> <i>latent viroid</i> <i>Mexican</i> <i>papita viroid</i> <i>Tomato</i> <i>apical stunt</i> <i>viroid</i> <u><i>Tomato</i></u>	許 可 を 受 け た 施 設 及 び 植 物 防 疫 所 検 定 室	全量	栽培中に 病徴観察、 遺伝子診 断を実施 する。	隔 離 栽 培 対 象 外 の 植 物 の 場 合	

	<u>Pepino mosaic virus</u> <u>Pseudomonas syringae pv. actinidiae biovar3</u> <u>Spiroplasma citri</u> <u>Xylella fastidiosa</u> 他	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	栽培中に病徴観察及び血清学診断法又は遺伝子診断を実施する。	同上
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>Ophiostoma novo-ulmi subsp. novo-ulmi</u>	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	栽培中に病徴観察等を実施する。	
組織培養体・茎頂等	ジャガイモやせいもウイルス <u>Candidatus</u>	植物防疫所の隔離	全量	隔離栽培中に病徴観察、遺伝子診断	隔離栽培対象の植

	<u>chlorotic</u> <u>dwarf viroid</u>				
	<i>Pepino mosaic virus</i>	許可 を受けた 施設 及び 植物 防疫 所 検 定 室	全量	栽培中に 病徴観察 及び血清 学診断法 又は遺伝 子診断を 実施する。	同上
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	
組織培 養体・ 茎頂等	ジャガイモや せいもウイロ イド <u>Columnea</u>	<u>許可</u> <u>を受</u> <u>けた</u> <u>施設</u>	全量	栽培中に 病徴観察、 遺伝子診 断を実施	(新 設)

			<u>Liberibacter solanacearum</u>	ほ場における特定検定施設		を実施する。	物の場合	
			<u>Pepino mosaic virus</u> <u>Spiroplasma citri</u> <u>Xylella fastidiosa</u>	植物防疫所の隔離ほ場における特定検定施設	全量	隔離栽培中に病徴観察及び血清学診断法又は遺伝子診断を実施する。	同上	
			その他の検疫有害動植物	植物防疫所の隔離ほ場における特定検定	全量	隔離栽培中に病徴観察を実施する。	同上	

			<u>latent viroid</u> <u>Mexican papita viroid</u> <u>Tomato apical stunt viroid</u> <u>Tomato chlorotic dwarf viroid</u>	及び植物防疫所検定室		する。		
			<u>Pepino mosaic virus</u>	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	栽培中に病徴観察及び血清学診断法又は遺伝子診断を実施する。	(新設)	
			その他の検疫有害動植物	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	栽培中に病徴観察を実施する。	(新設)	

	施設			
<u>ジャガイモや</u> <u>せいもウイロ</u> <u>イド</u> <u>Columnea</u> <u>latent viroid</u> <u>Mexican</u> <u>papita viroid</u> <u>Tomato</u> <u>apical stunt</u> <u>viroid 他</u>	<u>許可</u> <u>を受</u> <u>けた</u> <u>施設</u> <u>及び</u> <u>植物</u> <u>防疫</u> <u>所検</u> <u>定室</u>	<u>全量</u>	<u>栽培中に</u> <u>病徴観察、</u> <u>遺伝子診</u> <u>断を実施</u> <u>する。</u>	<u>隔離</u> <u>栽培</u> <u>対象</u> <u>外の</u> <u>植物</u> <u>の場</u> <u>合</u>
<u>Pepino</u> <u>mosaic virus</u> <u>Pseudomonas</u> <u>syringae pv.</u> <u>actinidiae</u> <u>biovar3</u> <u>Spiroplasma</u> <u>citri</u> <u>Xylella</u> <u>fastidiosa 他</u>	<u>許可</u> <u>を受</u> <u>けた</u> <u>施設</u> <u>及び</u> <u>植物</u> <u>防疫</u> <u>所検</u> <u>定室</u>	<u>全量</u>	<u>栽培中に</u> <u>病徴観察</u> <u>及び血清</u> <u>学診断法</u> <u>又は遺伝</u> <u>子診断を</u> <u>実施する。</u>	<u>同上</u>
<u>その他の検疫</u> <u>有害動植物</u>	<u>許可</u> <u>を受</u> <u>けた</u> <u>施設</u> <u>及び</u> <u>植物</u>	<u>全量</u>	<u>栽培中に</u> <u>病徴観察</u> <u>を実施す</u> <u>る。</u>	<u>同上</u>

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

			<u>防疫所検定室</u>		
		<u>Ophiostoma novo-ulmi subsp. novo-ulmi</u>	<u>許可を受けた施設及び植物防疫所検定室</u>	<u>全量</u>	<u>栽培中に病徴観察等を実施する。</u>
種子	ジャガイモや せいもウイロ イド <u>スイカ果実汚 斑細菌病菌</u> <u>Columnea</u> <u>latent viroid</u> <u>Pepino</u> <u>mosaic virus</u> <u>他</u>	<u>許可を受けた施設及び植物防疫所検定室</u>	<u>全量</u>	栽培中に 病徴観察、 遺伝子診 断を実施 する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

別表10（第19の3 関係）試験種子の検査の方法

1 栽培中の植物に対する検査方法

		(新設)	(新設)	(新設)	
	種子	ジャガイモや せいもウイロ イド	許可 を受けた 施設 及び 植物 防疫 所検 定室	全量	栽培中に 病徴観察、 遺伝子診 断を実施 する。
		(略)	(略)	(略)	(略)

別表10（第19の3 関係）試験種子の検査の方法

1 栽培中の植物に対する検査方法

対象植物	対象検疫有害動植物	検査時期	着眼すべき病徴	摘要	対象植物	対象検疫有害動植物	検査時期	着眼すべき病徴	摘要
(略)	(略)	(略)	(略)	1 検査は、 は種されて いる全量・ 毎個につ いて行う。	(略)	(略)	(略)	(略)	1 検査は、 は種されて いる全量・ 毎個につ いて行う。
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	2 着眼すべ き病徴欄に 掲げる症状 が認められ た場合は、 2に掲げる 検定室等に おける検査 を実施する。	<u>すいかの</u> <u>種子</u> <u>とうがん</u> <u>の種子</u> <u>メロンの</u> <u>種子</u>	<u>スイカ果実汚斑細菌</u> <u>病菌</u>	<u>結実から</u> <u>収穫まで</u> <u>の間</u>	<u>(1) 果実表</u> <u>面の小さな水浸状</u> <u>斑、それ</u> <u>らが拡大</u> <u>した、境</u> <u>界が不明</u> <u>瞭、不規</u> <u>則な濃緑</u> <u>色水浸状</u> <u>斑</u> <u>(2) 上記変</u> <u>色病斑部</u> <u>の中心部</u> <u>のひびわ</u> <u>れ</u> <u>(3) 果実の</u> <u>腐敗等</u>	2 着眼すべ き病徴欄に 掲げる症状 が認められ た場合は、 2に掲げる 検定室等に おける検査 を実施する。
(略)	(略)	(略)	(略)	3 不発芽種 子がある場 合は、当該 種子を掘り 取って原因 を調査する。	(略)	(略)	(略)	(略)	3 不発芽種 子がある場 合は、当該 種子を掘り 取って原因 を調査する。
(略)	(略)	(略)	(略)	4 そらまめ の検査に当 たっては、 高温期にモ ザイク症状 が見にくい ので注意す	<u>トマトの</u> <u>種子</u>	<u>ジャガイモやせいも</u> <u>ウイロイド</u>	<u>展葉期か</u> <u>ら収穫ま</u> <u>での間</u>	<u>(1) 頂葉が</u> <u>退緑し上</u> <u>方に向く</u> <u>(2) 葉の赤</u>	4 そらまめ の検査に当 たっては、 高温期にモ ザイク症状 が見にくい ので注意す

				る。 (削る。)				<u>色化又は 紫色化</u> <u>(3) 葉の小 型化、縮 葉</u> <u>(4) 葉脈の エソ</u> <u>(5) 株全体 の生育抑 制、萎縮</u>	る。 <u>5 ウイロイ ドの病徴は、 高温時に 出やすいので、 検査は高温 期に実施す る。</u>
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		<u>ばれいし よの種子</u>	<u>ジャガイモやせいも ウイロイド</u>	<u>展葉期か ら収穫ま での間</u>	<u>(1) 葉が上 方に向く、 複葉の直 立</u> <u>(2) 葉の小 型化</u> <u>(3) 分枝数 の減少</u> <u>(4) 株全体 の生育抑 制、萎縮</u> <u>(5) 塊茎の 細長化及 び小型化</u> <u>(6) 塊茎の 目数の増 加</u> <u>(7) 塊茎の 亀裂</u>	

2 検定室等における検査方法

対象植物	対象検疫有害動植物	検査の方法
(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)
(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)

注 この表に掲げる検査は、1の栽培地における検査において病徴が認められたものについて実施するものとする。

2 検定室等における検査方法

対象植物	対象検疫有害動植物	検査の方法
(略)	(略)	(略)
<u>すいかの種子</u> <u>とうがんの種子</u> <u>メロンの種子</u>	<u>スイカ果実汚斑細菌病菌</u>	<u>培養検査</u>
(略)	(略)	(略)
<u>トマトの種子</u> <u>ばれいしょの種子</u>	<u>ジャガイモやせいもウイロイド</u>	<u>接種検定、遺伝子診断法（RT-PCR 法、リアルタイム PCR 法、RT-LAMP 法等）による検定</u>

注 この表に掲げる検査は、1の栽培地における検査において病徴が認められたものについて実施するものとする。ただし、トマト及びばれいしょの種子については、病徴の有無に関わらず遺伝子診断法による検定を実施するものとする。